

(写)

富労発基 0715 第 2 号
令和 7 年 7 月 15 日

富山地方最低賃金審議会
会長 柳原 佐智子 殿

富山労働局長 小島 悟司

富山県最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づく、富山県最低賃金（昭和 56 年富山労働基準局最低賃金公示第 3 号）の改正決定について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）及び経済財政運営と改革の基本方針 2025（同日閣議決定）に配意した、貴会の調査審議をお願いする。